官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令（法務三一）　一
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（農林水産六二三～六三八）　三
○関西国際空港の施設について告示した事項に変更があった件
（国土交通三二一）　五
○道路に関する件
（九州地方整備局七六）　六
○道路に関する件
（北海道開発局四二、四三）　六
○都市計画に関する件
（沖縄総合事務局一七）　六
〔国会事項〕
公安調査庁　農林水産省　林野庁
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
労　働
最低工賃の廃止決定に関する公示
（山口労働局最低工賃公示一）
〔資　料〕
令和七年二月中国際収支状況（速報）及び令和六年十～十二月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分　七
関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　七

省　令

○法務省令第三十一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の規定に基づき、国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十七日

法務大臣　鈴木　馨祐

国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令

国際受刑者移送法施行規則（平成十五年法務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え）	（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え）
第三条　法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項及び第四項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第	**第三条**　法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項及び第四項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第

七節、第四章（第百十四条及び第百十四条の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）の規定の適用については、法第十六条第一項の規定による共助刑の執行を受ける者を拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七条第一項第二号及び第九十二条第一項第三号中「刑名」とあるのは「刑名（共助刑である場合はその旨）」と、同規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二条」と、同規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」と、同規則第百十八条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。	七節、第四章（第百十四条及び第百十四条の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）の規定の適用については、法第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七条第一項第一号及び第九十二条第一項第二号中「刑名」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の種類」と、同規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二条」と、同規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」と、同規則第百十八条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。
第十一条　［略］ ［一～二　略］ 三　受入移送犯罪の名称、犯数、刑名（共助刑である場合はその旨）及び刑期 ［四～六　略］ 2　［略］	**第十一条**　［同上］ ［一～二　同上］ 三　受入移送犯罪の名称、犯数、共助刑の種類及び刑期 ［四～六　同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別記第１号様式を次のように改める。

別記第１号様式（法第６条関係）

受入移送同意書

私は、下記(1)から(8)までの事項について理解した上で、かつ、本書面への署名押印に際して脅迫、強制、取引その他一切の不当な圧力が私に対して加えられなかったことを認めた上で、日本国への受入移送に同意します。

記

(1)　日本国に移送された後の刑は、拘禁刑となること。

(2)　(1)の刑の刑期は、(裁判国の名称)で言い渡された刑について拘禁されるべき日数と同一の日数であること。ただし、(裁判国の名称)で言い渡された刑について拘禁されるべき日数が３０年を超える有期の場合には３０年となり、無期刑又は終身刑の場合には無期となること。

(3)　(裁判国の名称)において既に刑の執行として拘禁したとされる日数については、(1)の刑の刑期から控除されること。

(4)　日本国に移送された後の刑は、日本国の法令に基づき執行されること。

(5)　(裁判国の名称)で言渡しを受けた裁判に対する再審の請求その他の不服申立ては、(裁判国の名称)の法令に基づく手続により、かつ、(裁判国の名称)に対してのみこれを行うことができること。

(6)　現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪については、日本国において訴追及び処罰される可能性があること。ただし、処罰された場合であっても、刑の執行は全て免除されること。

(7)　現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪以外の犯罪があるときは、日本国において訴追及び処罰される可能性があること。

(8)　(裁判国の名称)から日本国までの交通費は、原則として自己負担となること。

年　　月　　日

受入受刑者署名押印　　印

当職の面前において、上記のとおり署名押印したことを証明する。

年　　月　　日

官職　署名押印　　印

（注）法第１７条第２項の規定の適用を受ける受入受刑者については、記(2)中「３０年」とあるのは「２０年」と書き替えること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、刑法等の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（旧受入受刑者に関する経過措置）

第二条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「整理法」という。）第四百九十一条第六項の規定により国際受刑者移送法第二十三条及び第二十五条の規定を適用する場合における国際受刑者移送法施行規則第四条、第六条及びこの省令による改正後の国際受刑者移送法施行規則（以下「新国際受刑者移送法施行規則」という。）第十一条の規定の適用については、国際受刑者移送法施行規則第四条第二号中「法第二十一条の規定により適用される」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下「整理法」という。）第四百九十一条第七項の規定により適用される刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正後の」と、同規則第六条中「法第二十一条の規定により適用される」とあるのは「整理法第四百九十一条第七項の規定により適用される整理法第十四条の規定による改正後の」と、新国際受刑者移送法施行規則第十一条第一項第三号中「刑名（共助刑である場合はその旨）」とあるのは「共助刑の種類」とする。

2　整理法第四百九十一条第七項の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号。刑法等一部改正法第六条又は第七条の規定による改正後のものを含む。）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号。以下この項において「社会内処遇規則」という。）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第一項、第三項及び第四項、第十一条から第十四条まで、第十五条第二項、第二十一条並びに第二十八条から第三十二条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第七節、第四章（第百十四条及び第百十四条の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）並びに犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第十二号）の規定による改正後の社会内処遇規則（以下この項において「新社会内処遇規則」という。）第七条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第二十一条、第二十八条及び第三十二条の規定の適用については、受入受刑者であって、整理法の施行前に国際受刑者移送法第十三条の命令がされたもの（次項において「旧受入受刑者」という。）を拘禁刑に処せられた者と、整理法第四百九十一条第二項の規定によりなお効力を有することとされる整理法第五十三条の規定による改正前の国際受刑者移送法第十六条第一項各号に掲げる種類の共助刑についてはいずれも拘禁刑とみなす。この場合において、社会内処遇規則第九十二条第一項第三号及び新社会内処遇規則第七条第一項第二号中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、社会内処遇規則第百十八条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」と、新社会内処遇規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二条」と、新社会内処遇規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」とする。

3　国際受刑者移送法施行規則第五条の規定は、旧受入受刑者についても適用する。この場合において、同条中「第三条」とあるのは、「国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第三十一号）附則第二条第二項」とする。

（受入移送同意書に関する経過措置）

第三条　整理法第四百九十一条第四項の規定により整理法の施行前に同項に規定する書面への署名押印を行わせる場合は、新国際受刑者移送法施行規則別記第一号様式により行わせるものとする。

その他告示

○農林水産省告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町五町字北谷一五六七の三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町五町字池内一〇九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字黒仁田五〇四七の三、五〇五七の一、五〇五七の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂貫字大平一三七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平一三七一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町鎌野字竹ノ脇六八〇の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ脇六八〇の一四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県宇城市不知火町永尾字大平一一六九の一、一一六九の二、一一七〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平一一六九の一・一一六九の二・一一七〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町猿渡字五ツ谷三九四八の一、又三九四八の二、三九四九、三九五〇、三九六二、又三九六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字五ツ谷又三九四八の二・三九四九・又三九六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町久井原字塩井谷二一〇五の六一（次の図に示す部分に限る。）、二二〇七、二二〇九、二二一〇、二二一二、二二一三、字高野二三九二、二四〇二、二四〇三、二四五〇、二四五二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩井谷二二〇七・二二〇九・二二一〇・二二一二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二一〇五の六一、字高野二四五〇・二四五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡南関町大字**久重**字普門寺二七五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字普門寺二七五三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡御船町大字水越字金目木又四二七八、四二七八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金目木又四二七八・四二七八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町津田字李ケ迫二三二、二三四、二七三、二七七、二八二、二八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字李ケ迫二三二・二三四・二七三・二七七・二八二・二八三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡益城町大字福原字源志山二三八四の一から二三八四の三まで、二四一七の一、二四一七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字源志山二三八四の一から二三八四の三まで・二四一七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町水川字竹郷八二一の一、八二一の五、字丹郷八二二の一二、八二二の二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹郷八二一の一・字丹郷八二二の二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県多久市東多久町大字納所一九二九の二二から一九二九の二四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町駒鳴字山ノ神三六八八の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百二十一号

関西国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　新関西国際空港株式会社　大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地

二　空港の名称及び位置　関西国際空港　大阪府泉南郡田尻町

三　変更した事項（変更前の事項については、令和六年国土交通省告示第千三百二号を参照。）

エプロン

面積　百二十七万百八十五平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　令和七年四月十七日

○九州地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十七日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百三号

三　道路の区域

区間

変更前

後別　敷地の幅員　延長

多久市北多久町大字小侍一一一一番一から同市北多久町大字小侍五九九番一九まで

前　一四・二五～三二・二五メートル　〇〇・二一三キロメートル

後　一二・九七～一九・〇八メートル　〇〇・二一三キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○農林水産省告示第六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津字竜拝二三五一の一六、二三五一の三〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○北海道開発局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十七日　　北海道開発局長　坂場　武彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百四十号　釧路市阿寒町飽別五十六線一六番三から同市阿寒町飽別基線一六番一〇まで　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　令和七年四月十七日

○北海道開発局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十七日　　北海道開発局長　坂場　武彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十六号　伊達市大滝区清陵町一二一番一地内　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和七年四月十七日

○沖縄総合事務局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和七年四月十七日　　沖縄総合事務局長　三浦健太郎

一　都市計画事業の種類及び名称　中部広域都市計画道路事業３・１・１号国道５８号

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事業所の所在地　沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号（内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所）

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

議案送付

四月十五日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

答弁書受領

四月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介提出国際オリンピック委員会会長選挙に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介提出公営五競技における利用者へのポイント付与がもたらす諸課題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子提出在留外国人の国民年金保険料の納付率がわずか四十三・四％であることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出新市場開拓用米に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功提出内閣官房報償費に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出米国ハワイ州カウアイ島における自衛隊員による車両死亡事故に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

四月十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十四号

令和七年四月十六日（水曜日）

午前十時開議

第一　自殺対策基本法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

第二　港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

四月十五日委員長から次の議案が提出された。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）（参第五号）

議案受領

四月十五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

議案付託

四月十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第三五号）　地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託

議案送付（予備審査）

四月十五日議長は、次の委員長提出案を衆議院に送付した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

答弁書受領

四月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡提出日本政府が中国政府と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問に対する答弁書（第八一号）

参議院議員浜田聡提出公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問に対する答弁書（第八二号）

参議院議員浜田聡提出医療ＤＸと保険者機能強化に関する質問に対する答弁書（第八三号）

参議院議員浜田聡提出営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問に対する答弁書（第八四号）

参議院議員浜田聡提出保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること等に関する質問に対する答弁書（第八五号）

参議院議員山本太郎提出沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問に対する答弁書（第八六号）

参議院議員山本太郎提出原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問に対する答弁書（第八七号）

参議院議員平山佐知子提出犬肉の輸入統計に関する質問に対する答弁書（第八八号）

参議院議員平山佐知子提出犬猫等のブリーダーに係る免許制導入に関する質問に対する答弁書（第八九号）

参議院議員石垣のりこ提出トランプ大統領の言動と「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持」との整合性に関する質問に対する答弁書（第九〇号）

報告書提出

四月十五日委員長から次の報告書を提出した。

港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第一三号）審査報告書

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第五六号）審査報告書

人事異動

公安調査庁

（公安調査庁総務部総務課上席公安調査専門職）法務事務官　佐名木俊二

九州公安調査局調査第一部長に昇任させる

（公安調査庁調査第一部統括調査官）同　阿部　賢司

長野公安調査事務所長に昇任させる

（釧路公安調査事務所長）同　吉田　明弘

新潟公安調査事務所長に配置換する

（関東公安調査局調査第二部首席調査官）同　中谷　信義

釧路公安調査事務所長に昇任させる

（さいたま公安調査事務所長）同　池田　禎之

関東公安調査局総務部長に転任させる

（新潟公安事務所長）同　羽木　延男

中部公安調査局調査第二部長に転任させる

（長野公安調査事務所長）同　小寺　保暢

四国公安調査局総務部長に転任させる

（静岡公安調査事務所長）同　豊田　孝成

岡山公安調査事務所長に配置換する

（中部公安調査局総務部次長）同　佐藤　俊則

東北公安調査局調査第一部長に転任させる

（中部公安調査局調査第一部長）
同　藤井　啓之
近畿公安調査局調査第一部長に配置換する
（中部公安調査局調査第二部長）
同　六川　武志
那覇公安調査事務所長に転任させる
（近畿公安調査局総務部長）同　本田　智樹
さいたま公安調査事務所長に転任させる
（近畿公安調査局総務部次長）
同　張ヶ谷　敦
盛岡公安調査事務所長に転任させる
（近畿公安調査局総務部総務管理官）同　山口　純
近畿公安調査局総務部次長に昇任させる
（京都公安調査事務所長）同　有本　武彦
関東公安調査局調査第二部長に転任させる
（中国公安調査局総務部総務管理官）同　田賀　行記
中部公安調査局総務部次長に昇任させる
（中国公安調査局調査第一部長）
同　窪田　和史
中部公安調査局調査第一部長に配置換する
（中国公安調査局調査第一部首席調査官）同　藤山　治郎
中国公安調査局調査第一部長に昇任させる
（中国公安調査局調査第二部首席調査官）同　伊藤　嘉規
静岡公安調査事務所長に昇任させる
（岡山公安調査事務所長）同　中山　孝則
九州公安調査局調査第二部長に転任させる
（四国公安調査局総務部長）同　花立　重城
近畿公安調査局総務部長に配置換する
（九州公安調査局調査第一部長）
同　伴　秀樹
京都公安調査事務所長に転任させる
（那覇公安調査事務所長）同　髙野　昌博
公安調査庁総務部参事官に転任させる
公安調査庁総務部公文書監理官に充てる（以上四月十五日）

農林水産省

（大臣官房広報評価課長）農林水産事務官　八百屋市男
農林水産政策研究所次長に昇任させる
（農林水産政策研究所次長）同　植村　悌明
国家公務員法第八十一条の二第一項本文の規定により農林水産政策研究所主任研究官に降任させる
（以上四月一日）

林野庁

（北海道森林管理局長）農林水産技官　吉村　洋
令和七年三月三十一日限り辞職を承認する（三月三十一日）
国立研究開発法人森林研究・整備機構理事　関口　高士
農林水産技官（北海道森林管理局長）に採用する
（四月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、大阪府において開催されている二〇二五年日本国際博覧会開会式に御臨席並びに同博覧会会場を御視察のため、四月十一日午前九時五十五分御出門、同府へ行幸啓、同月十二日午後九時十八分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年4月17日

関東地方整備局長　岩崎　福久

道路の種類	路線名	区間
一般国道	20号	調布市仙川町3丁目16番9から同市東つつじケ丘1丁目14番5までの下り線
〃	〃	調布市東つつじケ丘1丁目6番17から同市東つつじケ丘1丁目5番23までの下り線
〃	〃	調布市西つつじケ丘3丁目29番9から同市菊野台1丁目2番8までの下り線

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十七日

九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十七号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
竹田市大字菅生字市河内九八四番五から同市大字菅生字塚原一〇二四番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十八日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

労働

最低工賃の廃止決定に関する公示

山口労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山口県学校服製造業最低工賃（令和6年山口労働局最低工賃公示第1号）を令和7年5月16日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年4月17日

山口労働局長　鈴木　輝美

資料

財務省

令和7年2月中国際収支状況（速報）

（単位：億円，%）

項目	月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	5,374	−34,145	−4,160
（対前年同月比）	（−）	（52.8）	（−46.7）
貿易収支	7,129	−29,379	−2,983
（対前年同月比）	（−）	（97.7）	（−46.2）
輸出	90,055	75,022	81,555
（対前年同月比）	（10.4）	（1.7）	（5.9）
輸入	82,926	104,401	84,538
（対前年同月比）	（−1.9）	（17.8）	（2.4）
サービス収支	−1,755	−4,766	−1,177
（対前年同月比）	（49.1）	（−36.4）	（−47.8）

第一次所得収支	38,817	36,111	34,998
（対前年同月比）	（10.9）	（20.4）	（0.8）
第二次所得収支	−3,584	−4,447	−3,467
（対前年同月比）	（3.4）	（−4.2）	（−16.3）
経常収支	40,607	−2,481	27,371
（対前年同月比）	（48.4）	（—）	（20.2）
資本移転等収支	−422	−219	−77
直接投資	21,025	13,416	16,502
証券投資	52,386	−36,786	−12,799
金融派生商品	274	7,915	3,082
その他投資	−56,142	13,365	14,049
外貨準備	5,530	3,214	5,357
金融収支	23,073	1,125	26,191
誤差脱漏	−17,112	3,824	−1,104

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和６年10～12月中国際収支状況（第２次速報）

財務省
（単位：億円、％）

項目	10月	11月	12月	10～12月
貿易・サービス収支	−2,393	3,868	652	2,127
（対前年同月〈期〉比）	（107.1）	（—）	（—）	（—）
貿易収支	−1,527	1,191	542	206
（対前年同月〈期〉比）	（−69.2）	（—）	（−59.3）	（—）
輸出	93,950	89,319	95,159	278,429
（対前年同月〈期〉比）	（3.1）	（2.9）	（−0.6）	（1.8）
輸入	95,477	88,128	94,617	278,223
（対前年同月〈期〉比）	（−0.6）	（−5.8）	（0.3）	（−2.0）
サービス収支	−866	2,677	111	1,922
（対前年同月〈期〉比）	（—）	（—）	（—）	（487.9）
第一次所得収支	32,644	34,489	13,233	80,367
（対前年同月〈期〉比）	（1.6）	（12.1）	（−3.4）	（4.9）
第二次所得収支	−4,968	−4,224	−2,423	−11,615
（対前年同月〈期〉比）	（47.1）	（46.9）	（−10.4）	（29.6）
経常収支	25,283	34,133	11,463	70,879
（対前年同月〈期〉比）	（−8.3）	（62.7）	（27.5）	（23.1）
資本移転等収支	36	−146	−185	−295
直接投資	19,149	23,636	31,164	73,950
証券投資	−124,256	−14,819	33,979	−105,096
金融派生商品	3,058	9,632	9,846	22,535
その他投資	118,631	−1,124	−59,313	58,194
外貨準備	2,072	7,061	6,777	15,910
金融収支	18,653	24,385	22,453	65,492
誤差脱漏	−6,665	−9,602	11,175	−5,092

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公告

諸事項

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年４月17日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名称	Crezit株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区代々木１丁目21番５―403号ＭＵＳＩＫ北参道
登録番号	関東（個）第111号
営業廃止年月日	令和７年２月28日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年４月17日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名称	株式会社ニューアート・フィンテック
本店の所在地	東京都中央区銀座一丁目15番２号
登録番号	関東（個）第101号―２
営業廃止年月日	令和７年３月15日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月17日
中国地方整備局長　林　　正道

1　処分をした年月日　令和７年３月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社リーバン　大谷　　訓　島根県松江市宍道町伊志見71―19　国土交通大臣許可（般―５）第29100号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３００７号

大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第２ビル12―12

清算株式会社　株式会社プロコン

代表清算人　牛澤　清悟

１　決定年月日　令和７年４月８日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３００８号

大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第２ビル12―12

清算株式会社　スカーレット株式会社

代表清算人　牛澤　清悟

１　決定年月日　令和７年４月８日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第１６号

新潟市東区中山７丁目34番10号

清算株式会社　北陸中山管財株式会社

１　決定年月日　令和７年４月４日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

令和七年四月十七日
東京都港区芝浦四丁目二一番一―七二三号
（甲）Ｇｌｏｂａｌ　ＫＡ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　カヌーセンチャールズ　マサオ
東京都港区南麻布一丁目一番五―一〇五号
（乙）株式会社Ｇｌｏｂａｌ　Ｓｔｅｐ　Ａｃａｄｅｍｙ
代表取締役　加藤　道緒

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年四月十七日
東京都渋谷区上原一―一―二三―一Ｆ
合同会社Ｓａｍｐａｇｉｔａ
代表社員　小笠原由季

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年五月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社はちはちとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年四月十七日
横浜市西区北幸二丁目一〇番四八号
むつみビル三階　合同会社はちはち
代表社員　篠山　竜青

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年四月十七日
大阪府堺市北区南花田町二四番地三
合同会社ＦＵＪＩ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ
代表社員　九折　勇也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年四月十七日
兵庫県姫路市大津区天満五三八番地一〇八
合同会社リバティブ
代表社員　柴田　愛

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月七日
掲載頁　七十三頁（号外第七十八号）

組織変更公告

当組合は、事業協同組合の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

福岡市中央区唐人町一丁目一〇番一号

協同組合唐人町プラザ甘棠館

代表理事　仲谷　一志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

熊本市東区新南部三丁目五番五〇号光産ハイツＢ二〇二

合同会社Ｎｓｔｙｌｅ

代表社員　江藤　和美

効力発生日変更公告

当社は、令和七年四月十八日予定の組織変更の効力発生日を令和七年四月三十日に変更いたしましたので公告します。

令和七年四月十七日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＯＰＩ・２０合同会社

代表社員　ＯＰＩ・１９株式会社

職務執行者　三宅　誠一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億五千万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十五日

掲載頁　一一四頁（号外第一五一号）

令和七年四月十七日

東京都中野区中野四丁目三番二号

ｔｓｕｍｉｋｉ証券株式会社

代表取締役　青木　正久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億五千万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　四十三頁（号外第八十二号）

令和七年四月十七日

東京都中央区新富一丁目一五番三号新富ミハマビル四階ジパング

株式会社Cavagna Group Japan

代表取締役　マレリ・フェデリコ・カリム

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千五百万円減少し一千万円とし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、株主総会の決議は、令和七年四月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十六日

掲載頁　三頁

令和七年四月十七日

京都市南区東九条東山王町二一―一

株式会社ティーエーティー

代表取締役　田畑　伸幸

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億八千八百十八万八千四百五十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十七日

埼玉県吉川市関新田二丁目六〇番地六

照和ホールディングス株式会社

代表取締役　大川　康夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年四月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　四十三頁（号外第八十二号）

令和七年四月十七日

東京都中央区新富一丁目一五番三号新富ミハマビル四階ジパング

株式会社Cavagna Group Japan

代表取締役　マレリ・フェデリコ・カリム

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千五百万円減少し一千万円とし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、株主総会の決議は、令和七年四月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十六日

掲載頁　三頁

令和七年四月十七日

京都市南区東九条東山王町二一―一

株式会社ティーエーティー

代表取締役　田畑　伸幸

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億八千八百十八万八千四百五十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十七日

埼玉県吉川市関新田二丁目六〇番地六

照和ホールディングス株式会社

代表取締役　大川　康夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるエリクソン・ラース・トーマスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー三〇階

Saab International AB

日本における代表者

エリクソン・ラース・トーマス

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である新田高秀が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都稲城市百村五三〇―六

トーマス・ジャパン・コーポレーション

日本における代表者　新田　高秀

訂正公告

令和七年四月八日（号外第七十九号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社松栄通信の貸借対照表の要旨中、利益剰余金［209,217］その他利益剰余金［209］その他利益剰余金［209,217］とあるは利益剰余金［209］その他利益剰余金［209］の誤りにつき訂正します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年四月十七日

名古屋市港区秋葉三丁目三番地

（甲）株式会社エスディーエス

代表取締役　木村　昭彦

名古屋市港区秋葉三丁目三番地

（乙）株式会社松栄通信

代表取締役　時松　伸司

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一四			改正後欄終りから一五	第二項第一号及び第二号並びに前項第一号
〃			改正前欄八	前項第一号
〃			改正後欄〃一四～一三	次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
〃			改正前欄七	次の式により算出した数値とする。
〃			$E_{sr}=\{(E_{sH}+E_{sC}+E_{sV}+E_{sa}+E_{sW})\times0.9+E_{sM}\}\times10^{-3}$	次の式により算出した数値とする。
〃			六	次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
〃			$E_{sr}=\{(E_{sH}+E_{sC}+E_{sV}+E_{sa}+E_{sW})\times0.9+E_{sM}\}\times10^{-3}$	
〃			改正後欄一二	一一四ページ改正前欄終りから六行目の次に次を加える。 （新設）
〃			改正後欄終りから一〇	二
〃			前	前

令和七年三月十八日（号外第五十四号）厚生労働省告示第六十一号（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示）

一四			終りから一三	表のように

（印刷誤り）

一四			終りから一三	表のように